

平成29年第12回玉名市農業委員会総会議事録

平成29年12月5日（火）午後2時 玉名市民会館 第2会議室

1. 本日の出席委員は、次のとおりである。

1番 永田 知博	2番 鶴田 克士	3番 清田 順次	4番 西畠めぐみ
5番 赤松 繁之	6番 横手 良弘	7番 井上 清晴	8番 松本 恒幸
9番 荒木 享二	10番 竹下 宏介	11番 浦谷 幸司	12番 志水 武保
13番 森川 正志	14番 下川 安	15番 平野 忠臣	16番 野澤 博幸
17番 高根 政明	18番 取本 一則	19番 中嶋 昭二	20番 斎藤 潔公
21番 田上 一	23番 中島 浩輔	24番 徳井 勝美	25番 田上 敏正
26番 高田 優子	27番 寺井 廣喜	28番 宇佐 勝則	29番 今上 公男
30番 平本 博	31番 永田 眞一	32番 出口 京子	33番 井本 義和
34番 尾池 秀實	35番 中村 亘	36番 丸山 陽治	37番 堀田 昌子
38番 村端 一弘			

1. 本日の欠席委員は、次のとおりである。

22番 小山久仁江

1. 傍聴者数は、次のとおりである。

0名

1. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

次長 小山 博 係長 西山 美和
主査 渡邊布由紀 主任 大原 三和 主事 笠原大志郎

1. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

議 題

第70号 農地の所有権移転許可申請について（3条許可分）
第71号 農地の賃借権設定許可申請について（3条許可分）
第72号 農地の使用貸借権設定許可申請について（3条許可分）
第73号 事業計画変更承認申請について（5条許可後）
第74号 農地の転用許可申請について（4条許可分）
第75号 農地の転用許可申請について（5条許可分）
第76号 農用地利用集積計画の決定について
第77号 耕作放棄地の農地・非農地の判断について

報 告

第35号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）
第36号 農地の形状変更届について
第37号 許可書返納届について

1. 開 会

○次長（小山 博君） それでは、ただいま定刻となりましたので始めさせていただきます。今日は局長がちょうど12月議会の最終質問の通告日ということの会合が14時30分開始と重なりましたので、代わりまして私、小山が事務局提案説明をさせていただきます。

本日は委員総数38名のうち、22番、小山委員から欠席の届出があっており、37名の御出席でございます。

玉名市農業委員会会議規則第6条の規定により会議は成立しておりますので、ただいまから平成29年第12回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

2. 会長挨拶

○次長（小山 博君） まず永田会長より御挨拶をいただきまして、引き続き会議規則第4条の規定により議長をお願いし、議事の進行をお願いいたします。

○会長（永田知博君） では委員の皆さん、こんにちは。12月に入りましていよいよ今年最後、締め農業委員総会になりました。今日は予報では雨か雪というような予報ではございましたけれども、午後からは日差しもでてきておりまして、非常に暖かくなっております。今日のこのあと総会は、御承知のとおり、御案内のとおりでございます。忘年会まで入りたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

また、今日はその他でちょっと皆さんに御紹介とかいろいろございますので、その節はまたよろしく願いいたします。

それでは、早速でございますけれども議事に入ります。

本日の議案は、議第70号より議第77号までの291件と、報告第35号より37号までの19件が提案されております。慎重なる御審議よろしく願いを申し上げます。

-----○-----

3. 議事録署名委員指名

○議長（永田知博君） 本日の議事録署名委員は、25番の田上委員と26番の高田委員をお願いいたします。

-----○-----

4. 議 事

○議長（永田知博君） それでは、議第70号、農地法第3条、農地の所有権移転許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○次長（小山 博君） 議第70号、農地の所有権移転許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転許可申請について許可するものとする。平成29年12月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、兵庫県神戸市西区と繁根木の申請人で、大浜町の田2,678㎡を相手方の要望と経営拡張により売買するものです。議第72号の1番から3番と合わせて下限面積の要件を満たすものです。

2番、大阪府堺市中区と大浜町の申請人で、大浜町の田2,639㎡外1筆、計3,639㎡を生活資金充当と経営拡張により売買するものです。

3番、茨城県かすみがうら市と両迫間の申請人で、両迫間の田732㎡外2筆、計2,298㎡を耕作不能と経営拡張により売買するものです。

4番、岱明町の申請人で、岱明町開田の畑1,706㎡を労力不足と経営拡張により売買するものです。

5番、熊本市西区と横島町の申請人で、両迫間の田600㎡外2筆、計2,525㎡を労力不足と経営拡張により売買するものです。

以上5件、合計12,846㎡につきまして、農地法第3条第2項、各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題がないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

受付番号1番より順次担当委員の説明をお願いいたします。

1番からどうぞ。

○3番（清田順次君） 3番、清田です。1番の案件について御説明を申し上げます。

譲受人は新規就農というふうなことでございますが、議第72号の1から3号とクリアができれば、下限面積も達成ができるというふうなことでございます。

現在、農機具というふうな部分では、耕運機等がないというふうなことです。これは友人にお借りをするというふうなことで、あとの農機具は一応そろっているというふうなことでございます。当面はですね、この現地は水田というふうなことでございます。居住地も水田の所在地のそばに居住を移すというふうなことで、移転の予定というふうなことです。第72号の1、3がクリアできれば許可相当と判断いたしております。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、2番、どうぞ。

○8番（松本恒幸君） 2番の案件について御説明いたします。8番、松本です。

譲渡人は高齢者でもあり、こちらにおられないということで、譲受人は地元の認定の農業者であり、経営拡張ということで下限面積もクリアしているところがございますので、何ら問題ないと思いますので、どうかよろしく願いいたします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、3番、どうぞ。

○14番（下川 安君） 14番の下川です。3番の案件について説明をします。

この案件につきましては、譲渡人が県外ということで、耕作ができないのと、あとは譲受人が経営拡張ということで、その所有権移転の申請があがっています。

譲受人は水稲と野菜等を作付けされており、この農地でも水稲と野菜を作付けされる予定ということになっています。下限面積、それから取得後の利用など不許可の要件に該当しておりませんので、申請は問題ないというふうに思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、4番、どうぞ。

○19番（中嶋昭二君） 19番、中嶋です。4番の案件を説明いたします。

譲渡人は労力不足で、譲受人は経営拡張ということで、これはこの譲渡人と譲受人は兄弟ということで、現在、弟さんのほうが亡くなられたあとで、農家をしないということで、兄のほうが経営拡張ということで売買することになりました。下限面積も足りていますので許可相当だと思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、5番、どうぞ。

○28番（宇佐勝則君） 28番、宇佐です。5番の件について説明します。

譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張で、何ら問題ないと思います。許可相当と思います。終わります。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま担当委員の説明が終わりました。

皆さんより御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

1番については、議第72号の1番から3番が許可されれば下限面積を満たしますので、議第72号の1番から3番の許可と同時に許可することとし、議第70号、農地法第3条、農地の所有権移転許可申請について、2番から5番までは、原案ど

おり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第70号、2番から5番については、許可することに決定しました。

次に、議第71号、農地法第3条、農地の賃借権設定許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○次長(小山 博君) 議第71号、農地の賃借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の賃借権設定許可申請について許可するものとする。平成29年12月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、神奈川県厚木市と熊本市西区の申請人で、天水町尾田の畑1,358㎡を労力不足と経営拡張により、平成29年12月27日から10年間契約するものです。

以上1件、合計1,358㎡につきまして、農地法第3条第2項、各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案しております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

ただいま事務局の説明が終わりました。

受付番号1番の担当委員の説明をお願いいたします。どうぞ。

○34番(尾池秀實君) 34番、尾池です。

貸人が労力不足、借人は規模拡大で、何ら問題なく許可相当と思います。以上です。

○議長(永田知博君) はい、ありがとうございました。

ただいま担当委員の説明が終わりました。

皆さんより御意見、御質問はございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長(永田知博君) 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第71号、農地法第3条、農地の賃借権設定許可申請について、原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第71号は、承認することにいたしました。

次に、議第72号、農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○次長（小山 博君） 議第72号、農地の使用貸借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の使用貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成29年12月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、滑石と繁根木の申請人で、滑石の田150.74㎡を相手方の要望と経営拡張により、平成29年12月5日から5年間契約するものです。

2番、滑石と繁根木の申請人で、滑石の田703㎡外1筆、計1,529㎡を労力不足と経営拡張により、平成29年12月5日から5年間契約するものです。

3番、荒尾市と繁根木の申請人で、岱明町鍋の畑111㎡外1筆、計1,584㎡を労力不足と経営拡張のために、平成29年12月5日から3年間契約するものです。この1番から3番と先ほどの議第70号の1番が関連をしております。

以上3件、合計3,263.74㎡につきまして、農地法第3条第2項、各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題がないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

ただいま事務局の説明が終わりました。

受付番号1番から3番まで、担当委員さんが同一委員さんでございますので、続けて説明をお願いいたします。

○3番（清田順次君） 3番、清田です。72号の1番から3番というふうなことで、説明をさせていただきます。

現況は耕作放棄地というふうなことでございます、使用借人が露地野菜の作付けを予定をしてるというふうなことでございます。議第70号の1番と併せての申請というふうなことで、許可相当と判断いたしております。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

担当委員の説明が終わりましてところで、皆さんに御意見、御質問はございませんでしょうか。

はい、どうぞ、井上さんどうぞ。

○7番（井上清晴君） 7番の井上ですけど、1番の件ですけど、使用貸人の人がこのあいだ26日に亡くなっとんなっとですたいね。そがん場合はどがんなっとですか

ね。

○議長（永田知博君） それでは、事務局どうぞ。

○係長（西山美和君） はい、事務局、西山ですけれども、平成29年11月26日に死亡されているんですけれども、申請時点ではまだいらっしゃったので、相続人代表に許可書のほうは交付するということになりますので。

○議長（永田知博君） よろしゅうございますか。

はい、どうもありがとうございます。

それでは、取本委員どうぞ。

○18番（取本一則君） 18番、取本です。この今の件とこの72号の3筆ですけど、この受け手の方は60歳で、今まで全然農業経験は何かあられるわけですかね。それと露地栽培ということですけど、3反半ぐらいを、岱明・滑石、大浜にするということでございますけど、旦那さんが結構やっているのかなあとって、自分は経営面積ないけど、1人でされるのか家族でされるのか、ちょっと伺いたいと思いました。

○議長（永田知博君） 担当委員のほうから説明をお願いいたします。

○3番（清田順次君） 農業の経験というか、そういうふうな牛飼いの経験はあるというふうなことでございます。

それで、今度新しく移住される大浜のほうもですね、そこで露地野菜の販売とか、食堂みたいなことも併せて実施をされるというふうなことでございます。以上です。

○18番（取本一則君） はい、わかりました。

○議長（永田知博君） ほかにございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） それでは、ほかに御意見、御質問もないようでございますので、議第72号、農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請について、原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございます。

異議がないものと認め、議第72号及び議第70号1番は、承認することに決定しました。

次に、議第73号、農地法第5条、農地転用許可後の事業計画変更承認申請についてを議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○次長（小山 博君） 議第73号、農地転用許可後の事業計画変更承認申請について。農地法第5条第1項の規定による農地転用許可後の下記農地の事業計画変更承認

申請について、意見決定するものとする。平成29年12月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が立願寺の畑34㎡で、当初個人住宅としての許可を受けた際に、進入路用地として所有者から所有地の一部贈与を受け、今回継承者の子による隣接地での個人住宅建設の敷地としての事業に変更するというので、次の議第75号の3番と関連がございます。

以上、1件、合計34㎡を御提案しております。

去る12月1日に地元委員同道の上、現地調査を行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。受付番号1番の担当委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○4番（西畠めぐみ君） 4番、西畠です。これにちょっとまた補足してみます。

当初ですね、立願寺の861-1は面積が241㎡の土地で、そこに住宅を建設したいと言っておられる方がいらっしゃいました。その方が、道路がなかったために建てられませんでした。そこで隣地の承継者が共通の道路を造るということで、平成28年に許可が下りまして建てました。そして、しかし共有道路を造るために承継者の土地が減ってしまったために、転用許可が下りた平成28年2月に861-1を2筆に分筆して、今回の申請地を承継者に贈与することになりました。ですが継承者のほうは、まだそのときは住宅計画が煮詰まっていなかったために仮登記のままでした。今回、承継者の息子さんがそこに家を建てるにあたって、ちゃんと住宅敷地として利用でき、申請になったということでございます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま担当委員さんの説明が終わりました。

何か御意見、御質問などはございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問はございませんですね。

はい、それでは採決に移ります。

議第73号、農地法第5条、農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第73号は、承認することに決定いたしました。

次に、議第74号、農地法第4条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○次長（小山 博君） 議第74号、農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成29年12月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が大倉の畑501㎡で、転用目的は太陽光発電施設です。農地区分は、JRの駅より約500mの位置に所在する農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

2番、申請物件が下の田2,431㎡で、転用目的は農業用倉庫及び駐車場です。農地区分は、農振農用地区域内の農地と判断しております。農振農用地地区域内の農地は原則不許可となるところですが、農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において、指定された用途に供するため、例外的に許可可能とするものです。

3番、申請物件が岱明町扇崎の畑565㎡で、転用目的は農家住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

以上3件、合計3,497㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。去る12月1日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。

ただいま事務局の説明が終わりました。

担当委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○13番（森川正志君） 13番、森川です。1番の案件について説明します。

この土地はですね、JR肥後伊倉のちょっと手前で、県道沿いに南斜面ということであります。そこを私ども委員で現地調査をした結果ですね、県道沿いにはずっと側溝もあるし、別にほかの近隣にも迷惑かけるような用地ではございませんでした。よって、許可相当と思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。

それでは、2番、どうぞ。

○14番（下川 安君） 14番の下川です。2番について説明します。

申請人は米を21町、じゃがいもを20町栽培している大きな農家で、特に4月から6月にかけて毎日40トン近くのじゃがいもを全国の市場に出荷されています。

今現在、そのじゃがいもの、作業するときのじゃがいもの仮置場とか、大型トレーラーがそれぞれ回転するような場所とか待機場とか、そういう場所を現在借りていらっしゃるんですけども、その場所が手狭で作業効率が悪いので、今回この道路沿いに接道して、高速道路にも近くて、じゃがいものを生産しているところから3km以内にあるということでこの場所を選ばれています。場所は、昔、前のフィッシングJJの南側の、先ほどありましたように農用地区域内の農地であります。しかしながら、農業に必要な農業倉庫等については、不許可の例外にあたり転用が認められます。この場所は平成29年、今年の3月に農業用施設用地に変更ということで、その手続きは終わっています。

土地利用計画としては、農業の倉庫、それから大型トレーラーの停車する場所、それから待機する場所、それから大型トレーラーが回転かな、転回する場所等になっています。給排水については、建物の雨水は北側の施設の側溝に流し、建物のない場所は砂、砂利敷きにして自然浸透ということです。生活雑排水は発生しないということです。

農地への被害防除としては、隣接農地の間にブロック積みの擁壁を作るという計画になっており、隣接農地も同意はとってあるみたいなので申請は問題ないというふうに思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

3番の担当委員の説明の前に、始末書が提出されておりますので、事務局より読み上げますのでよろしくお願いいたします。

○主事（笠原大志郎君） — 3番の案件について始末書朗読 —

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、3番について、どうぞ説明をお願いいたします。

○24番（徳井勝美君） 24番、徳井です。3番の案件について説明いたします。

先ほど事務局のほうから説明がございましたように、始末書ということで出されております。申請人は本件の土地に農家住宅が既に建っているために必要なものがあります。計画概要は、転用面積555㎡、既存の農家住宅154.64㎡です。もう既に立っておりますので、築50年と経過がしております。

それで、給排水については用水路を使用し、生活雑排水は下水道を使用しておられます。近隣への被害もこれまでもなかったし、今後もないと現地調査の結果確認しております。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

担当委員の説明が終わりました。

議第74号の1番、2番、3番について、皆さんより何か御質問、御意見はござ

いませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○20番（斎藤潔公君） 事務局にお尋ねしますけども、2番の案件です。これは農用地区区域内ということで、農業用倉庫ならば許可されるということが説明されましたけど、一般的にですね、農用地区内の土地が転用する場合、どんな条件のときならば認められるのか、そのへんをちょっとお知らせください。

○議長（永田知博君） それでは、事務局、お願いします。

○主事（笠原大志郎君） 大まかに言うんですけど、農業用倉庫とおっしゃられたように、農業用施設として転用される場合と、考えられるのは、土地収用法で転用される場合、この2つが大きく例外にあたるかと思えます。

○20番（斎藤潔公君） 広さの制限とかそういうのはないんですか。どんなに広くても転用は認められるんですか。

○主事（笠原大志郎君） 事業計画を勘案したうえで、必要と認められる面積であれば転用可能になります。

○20番（斎藤潔公君） よくわかりませんでしたけど、これでやめます。

○議長（永田知博君） 農業経営上ですよ、結局その農業に従事するために必要な倉庫及び駐車場、あるいは車庫とか、そういうものに必要以上ならばどうかかわらんと思いますが、大体耕作面積であるとか、内容次第で結局面積もある程度変わってくるんじゃないでしょうかね。

○18番（取本一則君） ちょっといいですか。この場所についてはどこでんよかったですか。転用のときよくほら、今は収用は普通専用住宅なんかだったら、土地収用法にあたるんだったらよかと今言われたでしょう。道路にかかったりなんかして替地でどっかに移らなんという話ですから、その場合もどこでんよか話じゃなかですかね、場所。

○主事（笠原大志郎君） 場所に関しては、農地法、農業用施設のお話。

○18番（取本一則君） いやいやいや、収用でかかった場合の。

○主事（笠原大志郎君） 収用でかかった場合もですね、農地転用の許可が下りるような場所でないと、農振のほうの用途区分の変更もなされないと思えます。

○18番（取本一則君） ということは、集落に接続するようなところとか、いわゆる一般的に、一般的にいう転用の条件に満たすやつでなければ、どんなに土地収用法で転用したってだめですよということですか。だから収用だったらいいですよてさっき話したもんだけん。どこでんよかつかなあて思うたたい。

○主事（笠原大志郎君） すみません、農振農用地からの除外に関しての話です。用途区分変更については、農業用施設用地が転

用にかかる部分に関しては農業用施設用地が。

○18番（取本一則君） あのねえ、前のほうは新幹線作りよったでしょうが、新幹線作ったとき何件か俺がしたわけたい、家ば。そんなときね、そのAさんBさんCさんというのは、そこにしか土地持たんやつのおんなはるじゃなかね。自分の土地を、買収せずによ、自分の土地があるからあそこに行こうごたって言うたとき、集落のほんな接続じゃないところにも移しとつとたいね。そこに行つとんなつとたい今現在。あの田んぼだった、農地だったところに、新幹線でていきなはらなんもんだけん。だけんどこでんよかつか、そのときはOKだったとよね。それがさっき言うた、いつも言う平成21年以降のあれがあったけんだけんという話、の話でしょう最近は。

○主事（笠原大志郎君） 平成21年以前は、農地の広がりですね、1種農地の要件の農地の広がりが21年。

○18番（取本一則君） だけん俺がね、俺がよう言うとは、三ツ川の、局長もこのあいだ言いよんなつたでしょう。三ツ川のあの田んぼのど真ん中にあつたいね、左側に、その三ツ川の上のほうから、ポツンてできたわけたい家の、もうぼっちりした家の、そして、それば言うたところが、それはわかりませんでいう形だったところが、平成21年以降はそれはわかりません、わからんごとなりましてと言いなはつたけん、そがんとは一般的にはあんまり知らんじやない、農業委員は、あとから聞いたぐらいで。今は集落接続の引つといとつとかなんとかていうとこしかでけんとかいう話で、専用住宅、一般住宅にはなつとるけど、そういう話で今、進みよつとでしょう、平成21年以降は。昔はよかつたとよね、移つとるけん実際。あすこにいとるじやなつていうてから。だけん昔はそつでできよつたつたいな、それが急に大幅にね、大幅に変わった。ちつと変わつとつとならよかばつてん大幅に、前はポツンてでけつとだけん。そがんとでえらいごろつと変わったもんだけんいろいろね。そるけん自分の土地じやなか三ツ川ん人たちがいつも言うように、我が息子が家を建てようてさしたら三ツ川じゃでけんけんが、築地に家建てらすわけたい。三ツ川から全部でてしもて子供は5人でしょ。なあ、我が土地のあつて家を建てられんわけだけん、でけんとだもんだけんね。そこらあたりはね、本当に限界集落ばわざわざつくつてやるごた感じなあ。

さっき言うた斎藤さんの言いなつたつは、農家住宅、今さっきのとは、そういうそのじゃがいもとかなんかしてから、いろいろそういう計画に沿うようなあれだつたら面積はあんまりこだわらんでいう話、転用面積は。

○主事（笠原大志郎君） そうです。先ほど説明があつたように、転回場所とかも含めて、必要な面積と認められるならば転用は可能になります。

○18番（取本一則君） そこには倉庫を建てて、ちょっとした生活をできるような施設は中に造ってよかったたいな。御飯食べるところとか。そこで農作業したりとかなんかせなんけん、水道をひっぱったり、トイレはちょっとしたトイレ作ったりはできるわけね。

○主事（笠原大志郎君） トイレに関しては大丈夫だったです。細かく基準が決まっておるんですけども、基本的に軽微なもので考えていただかないといけないと思います。それに基づいて判断していくところです。

○18番（取本一則君） わかりました。

○議長（永田知博君） はい、それでは、ほかにございませんか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） それでは、ほかには御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第74号、農地法第4条、農地の転用許可申請については、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございます。

異議がないものと認め、議第74号については、許可相当と意見決定することに決定しました。

次に、議第75号、農地法第5条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○次長（小山 博君） 議第75号、農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について、意見決定するものとする。平成29年12月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が岩崎の田79㎡外1筆、計220㎡で、転用目的は受け人が経営する建物リフォーム業にかかる砂利の貸露天資材置場としての申請です。農地法の土地計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が立願寺の畑444㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、土地計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

3番、先ほどの議第73号と関連しております。申請物件が立願寺の畑34㎡外1筆46㎡で、転用目的が宅地拡張です。農地区分は、土地計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

4番、申請物件が山田の畑258㎡外1筆、計541㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断

しております。

5番、申請物件が北牟田の田1,041㎡で、転用目的はJAたまなの職員及びミニトマトの集・出荷に係る駐車場30台分としての申請です。農地区分は、農振農用地内の農地と判断しております。農振農用地区域内の農地は原則不許可となるところですが、農振法第8条第4号に規定する農用地利用計画において指定された用途に供されるため、例外的に許可可能とするものです。

6番、申請物件が寺田の畑1,861㎡外1筆、2,174㎡で、転用目的は受け人が営む自動車整備に係る駐車場、露天資材置場としての申請です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

7番、申請物件が玉名の畑460㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、概ね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるのですが、申請地の周辺において居住するものの日常生活上、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものとして、例外的に許可可能とするものです。

8番、申請物件が玉名の田997㎡外28筆、計33,892.05㎡で、転用目的は、公立玉名中央病院の移転に伴う新病院建設用地としての申請です。農地区分は、概ね10ha以上の一団の農地で、またJRの駅から概ね500m以内に所在し、かつ上下水管が埋設され、教育・医療機関が概ね500m以内に2つ以上ある農地であるため、第1種、第2種、第3種農地、いずれにも該当するものと判断しております。このうち第1種農地は原則不許可となるところですが、隣接する農地と一体として同一の事業目的に供する必要性が認められ、当該事業に供する面積に占める第1種農地の割合が3分の1を超えないと認められるため、例外的に許可可能とするものです。

9番、申請物件が岱明町大野下の畑814㎡で、転用目的は、受け人が営む土木工事業に係る足場材、砕石等の露天資材置場としての申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

10番、申請物件が岱明町扇崎の畑494㎡外1筆、594㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、概ね10ha以上の一団の農地の所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、申請地の周辺において居住する者の日常生活上、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものとして例外的に許可可能とするものです。

11番、申請物件が岱明町浜田の畑271㎡外1筆、計555㎡、転用目的は個人住宅です。農地区分は、概ね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1

種農地として判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、周辺の、申請地の周辺において、居住する者の日常生活上、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものとして、例外的に許可可能とするものです。

12番、申請物件が岱明町浜田の畑1,004㎡で、転用目的は3棟の建売住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

13番、申請物件が天水町尾田の田855㎡で、転用目的は農家住宅です。農地区分は、概ね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、申請地の周辺において居住する者の日常生活上、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものとして、例外的に許可可能とするものです。

14番、申請物件が天水町部田見の田841㎡外2筆、計2,993㎡で、転用目的は受け人のグループ会社の14トン車12台分の車両置場としての申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

15番、申請物件が天水町部田見の田2,591㎡で、転用目的は太陽光発電施設です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

16番、申請物件が天水町小天の田1,019㎡で、転用目的は受け人が営む建設業にかかる足場管、鋼管等の露天資材置場です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

以上16件、合計49,243.05㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。

去る12月1日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

受付番号1番から順次担当委員の説明をお願いいたします。

1番からどうぞ。

○3番（清田順次君） 3番、清田です。場所は玉名警察署の一段下の南側ということでございます。東側は、市道が走るとあるというふうなことで、西側は農地があるというふうなことでございますが、譲受人は、建物のリフォームの関係の会社を経営

をしているというふうなことで、資材と砂利の置場というふうなことで利用するというふうなことでございます。

雨水等の問題がなきように利用するというふうなことで、許可相当でございます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、2番、どうぞ。

○4番（西島めぐみ君） はい、4番、西島です。2番の案件について説明します。

申請地は、立願寺のスーパー栄屋の北側で、第3種農地です。木造2階建ての個人住宅への転用申請です。北側は畑、西側は住宅、南と東側が道路に面しております。北側の畑との境界はブロック塀を設置し、東側は高低差が1.5mほどありますので、コンクリートで固めて土砂の流出を防止することです。給排水は、東側道路に上下水道、側溝みんな完備しております。何ら問題なく許可相当と思います。

続いて、3番の案件ですが、今の2番の申請地に隣接した土地で、3筆合わせて490㎡となっています。転用目的が宅地の拡張であり、何ら問題なく許可相当と思います。なお、このうちの34㎡は、先ほどの議第73号1番の案件です。よろしく願います。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。それでは、4番、どうぞ。

○5番（赤松繁之君） 5番、赤松です。4番の案件について御説明いたします。

申請人は借家住まいのために個人住宅との思いの申請です。築山小学校の東側約300mぐらいのところ、糠峯団地の南側になります。南側は市道が通り、北と東は住宅地、西側は耕作放棄地があります。宅地分譲の畑の一部に6mの道路を造り、それが283㎡、それで、その中央に市の上下水道管も布設し、道路の周りに側溝を設置し、市道の側溝と接続するそうです。

家は木造2階建て、給排水は市の上下水道を利用、雨水は集水枡を設置し、道路の側溝へ放流、西側の土地には十分配慮するというので、現地調査の結果、許可相当と思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、5番、どうぞ。

○10番（竹下宏介君） はい、10番、竹下です。5番の案件について御説明します。

車30台分の駐車場です。転用面積は1,041㎡です。土地の選定理由は、ミニトマトを収穫する従業員の増加により、敷地内の安全・安心な作業、経営効率化をするものと思い選定しました。給排水は給水はなしです。北側は市道、西側はミニトマト集荷場、南側は調整池を設置し、排水路に流します。東側は水田です。L

型擁壁を設置し、現地調査の結果、許可相当と本件は思います。よろしくお願ひします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、6番、どうぞ。

○13番（森川正志君） 13番、森川です。6番の案件について説明します。

ここは浦島海苔のちょっと玉名寄り、皆さん御存じだと思いますけれども、ワーゲンの中古車販売をやっている人なんですよ。もう自分とこの前にですね、もうほかのお客さんの車が動かれんごと手狭になって、今度この2反ぐらいありますけれども、大体1反でよかて言うたばってんが、この譲渡人の人がですね、もうせつかなら全部どがんですかていうて相談ば3回どま受けたそうです。で、もう仕方ないけん買うたという、2,000㎡ですかね、になったそうです。周りは側溝もありますし、別に近隣に迷惑をかけるような状態ではありません。現地調査を農業委員で行いましたけれども、何ら問題なく許可相当と思ひました。よろしくお願ひします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、7番、8番、同一委員さんですので、続けてお願ひいたします。

○14番（下川 安君） 14番、下川です。まずは7番について説明します。

現在アパートに住んでいる申請人が、新しくできる小学校や新しく病院が近くにできるということで、この場所に個人住宅をということで計画されたものです。場所は玉名神宮の南側で、農地は第1種農地で、原則不許可ですけれども集落に接続して建設される個人住宅ということで、不許可の例外にあたります。計画は、460㎡に一階建ての個人住宅です。給排水は、給水は玉名市の上水道、生活雑排水は公共下水道を利用するということで、雨水については敷地内に雨水枡を設置して、道路の横の側溝に流すということです。農地への被害防除は隣接した農地の境界にはブロックをして土砂が出ないようにというふうな計画になっています。

次に、8番について説明をします。これは新しい病院建設のために転用申請ということです。場所は玉名小学校の西側で、この小学校の敷地を含めて合わせた事業面積が44,243㎡となっています。うち転用の面積が33,692.05ですかね。その申請地の状況ですけれども、北側が農用地区域、南側は市道を挟んで農用地区域、東側は学校と工業の用地、西側は住宅等と設置してるという状況です。申請地は、農振農用地ということで、今、農業振興地域からの除外の手続きをしている最中であり、現在最後の広告縦覧中となっています。

この申請地ですけれども、市道に上下水道が埋設してある沿道にあり500m以内に玉陵中学校、それから玉名小、あと教育施設があるため、3種農地と判断される

もの、それから新玉名駅から500m以内にあるために、2種農地と判断されるものです。それ以外に第1種農地等が混在しているところです。第3種、第2種は転用可能ですが、第1種農地は原則不許可となっています。しかしながら、既存施設の拡張であれば例外的に転用ということで、この面積全部転用可能と判断されます。

この土地の利用計画については、新しい病院の建物、それから外来、職員等の約920台程度の駐車場、それから雨水の調整池等になっています。給水は玉名市の上下水道から引き込み、用水排水は下水道。雨水処理については、雨水調整池を設置して既存の排水路に流す計画というふうになっています。農地への被害防除については、ブロック積みやL型擁壁にて土砂の流出を防止をするということです。それから、この転用にあたっては南側農用振興地域と北側の農用振興地域が分断しないようにですね、それから、耕作の利便性を図るために市道があるんですけども、市道を拡幅して、なるだけつながるようにしようというような計画になっています。

以上2件、現地調査をした結果、転用は問題ないかなというふうに思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、9番、どうぞ。

○20番（斎藤潔公君） 20番の斎藤です。

譲受人は土木工事業を営んでおりましたが、資材置場がなくて困っておりました。そしたらこの譲渡人、この人は親戚にあたる人ですが、その人が、私の土地を無償であげるからここでやれということでもらったわけです。ところが、その土地は耕作放棄地で、竹がずっと生えて、竹の子が出てくるような土地でありました。どこにも道がないので、その土地と周りのお父さんの竹林を使って、竹を切り払って、そして公道に通ずるようにするというものです。この土地に建設機械や工事用のいろんな材料、それを置き、そして通路を設けるとい、そういう工事をして、ここを露天資材置場として利用するというものです。特に問題はないと思われまので、許可相当と思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、10番、どうぞ。

○24番（徳井勝美君） 24番、徳井です。10番の案件について説明します。

転用の目的は個人住宅を建築するものです。転用面積は594㎡、うち宅地部分が494㎡、通路部分として100㎡です。建築面積は119.80㎡で、給排水計画は、給水は市の上水道を使い、排水処理は市の下水を利用されます。隣接地や道路との境にはブロックをし、土砂が流出しないようにするとのこと。現地調査の結果、許可相当と判断いたします。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、11番、12番、同一委員さんでございますので、続けてお願いいたします。

○23番（中島浩輔君） 23番の中島です。11番の案件について説明いたします。

目的は木造平屋の個人住宅です。ここは第1種農地で、農用地区域外になっていきますので、東側は住宅が建っていて、北側はその住宅への進入道路です。西側は譲渡人の農地です。南側も農地になります。隣接する四方のすべてが平地です。駐車場と自分の進入道路についてブロックを施工するということです。あとは境界杭をそのまま利用して、隣との境は今までどおり問題ないと思います。上水や下水については、市道にある上下水道に接続されます。雨水については、敷地内に雨水枡を設け、住宅専用の進入道路に沿って市道の側溝に流されるそうです。問題ないものと思います。以上です。

同じく、12番の案件について説明いたします。

目的は木造平屋で、3棟の建売住宅になっております。ここは11番の案件と同じ歩いて1分か2分で、100mも離れとらんところの平地です。第2種農地で用途地域外になっております。隣接するここもすべて平地で、東側と北側は市道と住宅の共同の道路になっております。西側は住宅がありますが、高さ1mほどのブロック塀で区切られてあります。南側はみかん畑です。このみかん畑と3棟の1棟1棟を区切る境として、ブロックフェンスを計画されています。上水・下水については、北側の市道にある上下水道に接続されるそうです。雨水については自然浸透と集水枡を設置し、東側の水路へ流す予定だそうです。これも問題ないものと思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、13番、どうぞ。

○34番（尾池秀實君） 34番、尾池です。13番の案件について説明します。

譲渡人と譲受人は現在同居です。家族も増えて、家が手狭になったということで、家の前に農家住宅を建てられるということです。雑排水は北側に4mぐらいのところの捨てます、飲料水は自宅からボーリングですね。雨水は北側にちょっと大きな用水路がありますので、そっちのほうに持っていく。周りには障害をするようなものはなく、許可相当と思われれます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、14、15も同一委員さんでございますので、続けてお願いいたします。

○31番（永田眞一君） 31番、永田です。14番と15番の案件について説明いたします。

申請地は、両方とも有明消防組合天水分署の近くです。14番の案件は車両置場です。15トン車12台駐車可能な置場です。車両置場であるから給排水施設は不要、雨水は地下浸透とし、廃土を利用し2m程度の盛土、造成工事をする。隣地への土砂流出がないよう敷地から5mの勾配をつけ、法面処理する。仕上げは、バラスを敷き込む。粉塵などによる付近の農業への影響はありません。駐車場であるから近隣農地への日照、通風、耕作などへの影響はありません。転用にあたり近隣農地への被害の発生のないよう十分注意するそうです。現地調査の結果、許可相当と判断します。以上です。

15番の案件は太陽光発電施設です。そのままの地形を利用するので造成工事は不要、整地程度を行う。汚水も排水はない。雨水は地下浸透により排水する。粉塵による付近の畑への影響はありません。パネルの高さは1.5m程度で、傾斜をつける支柱で支える構造なので、日照、通風、耕作などへの影響はありません。転用にあって、近隣農家への被害発生の内容十分注意するそうです。現地調査の結果、何ら問題なく許可相当と判断いたします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。それでは、16番、どうぞ。

○36番（丸山陽治君） 36番、丸山です。16番の案件について説明します。

譲受人は、熊本市河内町で建設業を営業している方です。資材置場のスペースが十分確保できないのが現状であり、この申請になった理由です。資材置場のため給排水はありません。雨水は自然浸透、敷地境界は土嚢等で土砂流出を防ぐとのことです。現地調査の結果、許可相当と思われます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま、1番から16番まで、担当委員の説明が終わりました。皆さん、何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） ないようでございますので、採決に移ります。

議第75号、農地法第5条、農地の転用許可申請について、原案のとおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第75号については、許可相当と意見決定することに決定しました。

次に、議第76号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

○次長（小山 博君） 議第76号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、次のとおり決定する。平成29年12月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

次の13ページから14ページの総括表、15ページから32ページまでの集計表のとおりです。玉名市長より意見を求められております。今回は所有権移転が7件、17,004㎡、利用権設定が254件、769,640㎡、合計152件、786,644㎡の集積で、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま事務局の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第76号、農用地利用集積計画の決定について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第76号については、原案どおり決定しました。

次に議第77号、農地法第2条、耕作放棄地の農地・非農地の判断についてを議題といたします。

これも事務局より説明をお願いいたします。

○次長（小山 博君） 議第77号、耕作放棄地の農地・非農地の判断について。農林水産省経営局長通知、耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断基準等に基づき、下記農地の農地・非農地を判断する。平成29年12月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、物件が玉名の田376㎡外2筆、計1,721㎡で、現況が山林であるとの届出です。

以上、1件、合計が1,721㎡の非農地証明願いを受理しております。

平成28年12月5日の農地現況調査により、耕作放棄地にのB分類と判定されたということにより、現況が山林であると認め、農地法第2条第1項の農地にあらなど判断するものです。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま議第77号、農地法第2条、耕作放棄地の農地・非農地の判断についてを議題といたしました。

この件について、みなさんより何か御意見、御質問などはございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、この議第77号、農地法第2条、耕作放棄地の農地・非農地の判断について、原案どおり非農地相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

これも異議がないものと認め、議第77号については、非農地判断相当と意見決定することに決定しました。

-----○-----

5. 報 告

○議長（永田知博君） 次に、報告第35号、36号、37号について、事務局より説明をお願いいたします。

○次長（小山 博君） 報告第35号、農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。平成29年12月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回、37ページから41ページまでの17件、合計40,850㎡の解約の通知を受理しております。

報告第36号、農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありましたので報告します。平成29年12月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回1件、合計1,019㎡の届出を受理しております。

報告第37号、許可書返納届について。下記の物件は、農業委員会許可後に許可書返納の届出があったので報告します。平成29年12月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回1件、3条農地の返納届を受理しております。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま事務局より、議35、36、37号についての報告がございました。皆さんより御質問などはございませんでしょうか。

- 議長（永田知博君） はい、森川委員、どうぞ。
- 13番（森川正志君） 今回の案件の中じゃないけど、77号ですね、農地・非農地のところで1件あったじゃなかですか。それは向こうの本人さんから電話があってそれから調べたっですかね。
- 次長（小山 博君） はい、事務局、小山です。電話というより直接事務局のほうにおいでになられて、このような現状であると、もう山林化状態なので非農地の証明を出してほしいというので来庁がありました。
- 13番（森川正志君） こがんなってくるとしゃがな耕作放棄地の調べ、あれも委員も山ん中ばさろく必要はなかって思うとたいな。その地主さんが、うちはこぎゃんこぎゃんだけんで聞いて、事務局のほうにあればそれが一番よかて思うが、なかなかですね。
- 次長（小山 博君） 事務局、小山です。おっしゃるところも理解できるところですけども、これを積極的に完全にこちら側から周知して申し出てくださいということではなくですね、自然にゆだねている状態で、せめてですね、これまで各農地利用調査、利用状況調査で、せっかくご足労いただいてですね、結果が出たところ、そういう計画を出していただいているので、そういうものはせめて活用しようと、今年の8月からしておるところで、一応農地利用状況調査は実施して、その時点で判定は、A分類とかB分類とか判定して保存をしておって、その中でおっしゃられるとおりですね、申請があった場合は、こちら蓄積したデータと照合して、まあ対応しようかというところにしております。
- 議長（永田知博君） はい、どうぞ。
- 18番（取本一則君） 今回の件、おれはいつも言いよつとだけど、農地ば調べに行くじゃないですか。調べに行って、今の件は個人さんが来られたからしましたよと。農地調べに行ったら、その農地がもう山んごんなとって。それをたあだ俺たちが調べたのを持っただけでしょう。
- 次長（小山 博君） はい、過去の判定計画が出てるのは記録は残っております。
- 18番（取本一則君） 持っただけでしょう。玉名市の農家台帳から、農地の面積から削除しよるわけじゃなかつよね。
- 次長（小山 博君） 最終的には農地法で削除になります。
- 18番（取本一則君） いつすつとね。
- 次長（小山 博君） はい、非農地証明を出してですね。
- 18番（取本一則君） そら非農地証明は本人さんが出さないかんわけだろたい。本人さんが出さないかんどたい。
- 次長（小山 博君） いや、非農地証明を出してですね、申請書で出します。そのあ

との手順はですね。

○18番（取本一則君） なら毎年調べました。なら毎年その人に出しよるわけ、非農地証明のあの通知出しよるわけ、相手方に。あなたんところはもう山になつとるけんどがんしますかていうとを出しよつとね。

○次長（小山 博君） それは農地利用状況調査の経過でこのような形でしたので、どのようにされますかという、その後出すことにはなりますですたいね。だから非農地証明を出してくださいの申請と農地利用状況調査が、もう今ちょっと話がごちゃごちゃになつとつとですけど、非農地証明はあくまでも個人さんがいろいろ、今度の耕作をする予定もないので、山林のごたるけん非農地証明、最終的には本人が地目変更登記など法務局にされるものかと、そのための非農地証明を出してくれということ。

○18番（取本一則君） いや、俺たちが調べよつとはな、いつそれは結果出てくつとね。いつも調べ、毎年調べよつじゃん。特に山付きなんかは特にたい。そしていっちょん元さんな戻らんとだけん、まずまずジャングルになりよるわけたい。今度それは相手さんに、こっちには住んどらっさん人もおらすし、どがんわからんし、そういうのはどがんして相手方に伝えなんね。

○次長（小山 博君） それは通知、通知で意向調査ということで、農地利用意向調査ということで出します。

○18番（取本一則君） 毎年しよつと。

○次長（小山 博君） 調査した結果で、それがB分類判定とかですね、そのような結果が出た場合には、意向調査ということで通知で出しています。

○18番（取本一則君） 毎年出すわけ。

○次長（小山 博君） 出しています。

○18番（取本一則君） それは何月何日付けに出しよつと。

○次長（小山 博君） おおよそのスケジュールは、今日の2ヶ月前の10月の総会でお願いしとつたら、今日も回収していただいたので、これからその内容を全部精査して、それでスケジュール的には1月末かそのぐらいになるかなという見込みですね。1月末もしくは2月いっぱいぐらいには、意向調査という形で発送していこうというスケジュールです。

○18番（取本一則君） まあそういうこつたいな。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

この今の非農地の判断の件ですけども、皆さんの周囲の耕作放棄地、やっぱり2年3年もほつたらかしてあるような場所があると思うですたいね。やっぱり地元の農業委員さんは、常々何とか改善してくれんかという注意事項はちょこちょこやっ

ておられるとは思うんです。ところが、やっぱり知り合い、地元の人間が言うてもなかなかはい、わかりましたて、すぐ改善のきざしもあんまり見えんようなのが現実的に見られます。そういうときに事務局のほうからでも、議長やら局長あたりと一緒に同道してですね、改善の御要望にお願いに行きたいというようなことも考えておりますので、周囲にそういう物件がありましたらぜひ教えていただきたいと思っております。それでは今の77号の質問は以上でよろしいですか。

○13番(森川正志君) もう1件ちょっとうちの近所から頼まれたとやけど、樹木は植わつたらんばってんが、もう背丈の人の2倍ぐらあるごたる笹とか、いろんな草刈り機では刈れるごたつとこですよ、そこばちょっと話ばしたところが、ならそるばたい、切つてもたけんていうてから私が何ばせにゃんやて。もう農業はしたくない、全然するあれがなかつてです。それで誰かほかに借り手のあるなら売つとよかばってんが、それもなかごたるので、そがんとこの非農地はどがんなつとですか。

○議長(永田知博君) そこは農業委員さんが隣の人とか紹介してやってください。
(雑談)

○議長(永田知博君) それでは、本日予定しておりました議案の審議と報告は以上をもって終わりたいと思っております。このほかですね、その他に移りますけれども、その他の件で皆さんに何かございましたら先にどうぞ。

(なしの声)

○議長(永田知博君) みなさん、ないようでしたら事務局のほうからは何か、さっきの件。

○次長(小山 博君) それでは、事務局よりその他で提案したい内容がございます。手元の資料で一部カラーになってるこの資料です。一部カラーに、グリーン色のカラーですけどこの1枚の資料です。これはですね、一番上の行に書いております平成30年8月1日、いよいよ農業委員会の新体制移行時期なんですけど、御存じのように次の新しい一部改正によって、農業委員と連動して現地活動等をしていただく、農地利用最適化推進委員を設けることにこれが定められております。これは説明は最初に人数的な根拠を言いますと、現在の農業委員会体制は38名の農業委員さんで構成されております。それから来年の8月から新体制に移行するんですけども、基本、本当に今の38名の体制はそのままで変えることなくいくという前提で、調整の方向で動いているところなんですけど、その38名のうち、既に農業委員19名というのは、去る9月の玉名市議会で19名とする定数が可決され、定められております。

ということで、38名のうち19名は農業委員さん、今回提案で出している資料は、新たに制定することとなっている農地利用最適化推進委員さん、必然的に19

名の農業委員さんを除いた19名の定数の方向で、これ研究してるというところちょっと言葉があたるんじゃないかなあと思ってるぐらいなんですけど、それでその19名の最適化推進委員さんですね、これをどんなふうに区分け、区域わけ、そして人数をどうするかということを今、表で提案したわけです。

1番の例で言いますと、従来は選挙区でしたよね、6選挙区に分かれておりました。これはおおよそで学校で6つの選挙区に分かれておりましたけど、次回の農地利用最適化推進員さんというのは、これを少し、ほんの少し細分化して、12分割、これはまだ提案ですけど、この表の一番左の行になるこの枠でそれぞれ区切っておりますけど、12分割しております。本当はきれいに校区とか割ればよかったんですけど、最適化推進委員さんですので、そのとおり現地活動が中心になるので、人数割振りの根拠はどうしてもですね、一番わかりやすくするためには、台帳上の農地面積利用を基礎にしました。

それで一番左が区域名で、玉名市を12に分割した区域の中、それぞれに大字ごとまでは農地面積を出すことができました。これは現在、現行の農家台帳の数字から出してしております。それはちょっと字が小さいんですが、それだけの大字ごとの農地面積がありまして、それらを積み上げた数字で、区域名で玉名町築山の順番、ここにあるとおり滑石、大浜町、豊水、伊倉、八嘉とかは本当に校区で割れるので本当によかったんですけど、しかし、その中の中学校名で玉陵校区といいますけど小学校が今、現在6つあります。これをきれいに割れなかったのが、面積でいろいろ積み上げた結果です。それと岱明の、旧岱明区域が小学校区が4つあります。これも単純に小学校区1つずつで、大体平均でなるならそれが一番よかったんですけど、なかなかそれともなりませんので、このように岱明は小学校区4つに対して、睦合、大野が1つの区域名、高道、鍋という区域名で1つ、それから横島は小学校区としては1つでしたけど、ここは横島で、全ての大字でこれだけを積み上げた結果、農地面積がありました。それと天水もですね、天水は小学校というのは3つになったんですね。玉水と小天と小天東、これもスパッとちょっと割ることができずに、大字ごとにいったら、玉水校区が一番多くなるということで、これも天水という区域名称で、それで積み上げて、天水の133,083a、このような積み上げ方もできるだろう。このグリーンの部分だけが、区域名とその定数は何名であるという、このグリーンの部分だけはですね、もう今、準備をしているんですけど、次の3月議会で提案しなければなりません。その提案するときは区域名とか人数をはっきりと示すことになります。ですので、その3月議会で提案するために、1月末ぐらいにはもうその提案の提出の時期がきますので、まだ年内今、12月のこの時期で、一応一回目のこのような農地面積をもとに、区域名と定数を、定員を割ったと

ころを今、御提案しているところです。

それとですね、少し字は小さくなりましたけれど、玉名市全体の農地面積は、792,455haですね、これをですね、この表のことをちょっと説明すると、19人で単純に割ったらですね1人の推進委員が受け持つ面積は、一番下の最後の下のほうにあります。417ha、1人当たりという単純計算になりますよね、それを1人当たり417haをですね、表現はちょっと悪くなりますけど、1人工と1人分がこのくらい下がるということにしました。それでこの表は1番後ろのカラーじゃない方の2行ぐらいにですね、標準的な1人のヘクタールが、少しこどもきれいには割れんとですよ。一番上の行だけ玉名市築山にあたっては、1人当たり417ha、仕事量もあるんだけど324haになってきます。そのような計算です。

そして一番右の行が、ほんなら1人当たり417haでどのぐらいの仕事倍率が出てくるのかといたら、玉名町築山は平均を下回って0.78倍とか、そういう少し考える、少しわかってもらおうようにこのような表を作ってみました。たまたまだったんですけど、一番平均的なところは横島になります。下の行を見てもらうと、全体で120,311の農地面積があって、そこに3人の推進委員さんが入るなら、1人当たりの仕事量が401ha、大体417に平均に近い、これが基準的なのか、一番基準に近かったなあと結果で思ったところでした。

仕事倍率でいくと、八嘉あたりは、1.52倍とになりますけど、これを一概に農地といいますが、現状は山林であるとか、いろいろな状況があって、本当に数字上だけで現れるのもあれかと思うんですけど、一応提案としてお示しするためには数字で出すしかないと考えまして、総面積をこのような19人でまず割って、それで精一杯極端な差がないようにしたところです。それで、区域名としても単純に小学校区で割れないということになった結果になります。

この表を作ったその内容を、今、説明して私はこれを数字をいろいろしていて頭の中に入っているんで今、紙で示しただけでちょっと理解に苦しまれるかもしれませんが、これが区域、人数を定数をつくるなかで、数字で説明したが、一番いいのは数字が一番基本ではないかという考えで、今日このような提案をお示しているところです。

○議長（永田知博君） 今のは今度、来年8月より施行されます新農業委員会法の委員数の一応計画です。

それから、私のほうから2点ほど皆さんにお願いといいますか、紹介といいますか、先日28、29日と、東京のほうで農業者年金加入推進セミナーというのがございました。平成28年度日本一になったということは前々に御紹介しましたが、そのお陰で、これはどこだったですかね、東京のメルパルクホールで、この事例活

動報告というのが行われまして、青森県、長野県、熊本県、その熊本県では玉名市農業委員会ということで、私が事例報告をしてまいりました。そのお陰で、平成29年度年金視察研修ということで、玉名市農業委員会に研修におみえになったのが、ちょっと紹介しますと、7月13日が宮崎市農業者年金受給者協議会から12名、それから9月4日が佐賀市農業委員会より23名、10月30日が鹿児島県年金受給者協議会から61名、11月8日は宮崎県西都市農業委員会より30名、11月27日は北海道の士幌町農業委員会から15名、このように多くの地域から今、実績としては141名の研修を受け入れました。できるならば玉名温泉にどうぞひとつ泊まっていただくようお願いしてくださいということで、事務局のほうにも大変骨を折っていただいて、一番多いその鹿児島県農業者年金受給者協議会61名も玉名市に泊まっていただきまして、非常に農業委員会としても鼻が高いというか、地元にも少しでも貢献しようという気持ちでやっております。また、明けまして3月1日には、愛媛県のほうから20名ほど受け入れを予定しております。

そういうことで、引き続き一発限りではなくして、継続して少しずつでも加入者を獲得できるように、ひとつご協力をお願いしたいと思います。

それからもう一つ、これは水田の米作の裏作として、今、普通ほとんど米だけのところは収穫したあとはほったらかしですたいね。その裏作を利用してこういう話がきたんですよ。今は健康ブームで、冬も水田、畑で安定した所得をどうでしょうかということで、青汁のもと、大麦若葉を作りませんかという話がきたんですよ。それで、いろいろ話を聞いてみると、なんか種子は向こうが持ってくると、配布するというわけです。それで耕耘して肥料をして、肥えふってそして種をまく、そこまでが自分でせないかんわけです。地域である程度集団的にしてもらえれば、機械も向こうが持ってきてするわけです、刈り取りも。そこで、結局青汁のもとで若葉を刈るやつですから、すぐ運搬して持っていかと蒸れるもんだけなんです、そういうのも引くくめて経費としてどれだけ歩留りがあるかまでは、まだちょっとははっきり、これだけ残りますまではいっくらんけど、耕作面積によってこれが多少あると思って、もしみなさんの個人個人の水田でもいいですよ、周囲に、ああ、あそこも空いとるここも空いとるて、そういうところに紹介だけしていただいて、例えば、天水地区のどの辺、例えば尾田なら尾田地区とか、そこでみなさんで、ならちよっと話を聞いてみようじゃないかということがありましたら言うてください。連れて行きます、説明に。ただ遊ばせとくよりもよかじやなかですか、そこそこ、冬はあんまり、施設園芸とかそういうふうな。排水の悪いところはあんまり育ちはよくないらしいです。逆に畑なんかはかえってよかごたです。もしなんでしたら話だけでも。以上でございます。

はい、どうぞ。

○18番（取本一則君） 今の2件はよかとですけど、こっちば聞こうごたつと。来年の3月に決まっとでしようこれ。提案、決まっというこったい。数字でいくんだったらいきますということであるわけだろう。これ、そすと自分のところ、俺のところ、うちと三ツ川で推進員が1名ということで数字ば入れてあるけど、これは決まったら、これはもう議会で決まったら動かしはでけんけんな。1つ聞きたいけど、来年の8月1日から新体制じゃないですか。この農業委員の19名は9月議会で決まっただすね。そして推進委員が今度3月、19名、そしてこの農業委員の業務内容、これから先今の形じゃなかって思うたいね、やり方が。推進委員の業務の内容を教えて。

○次長（小山 博君） これも今のところまだ研究中なんですけど。

○18番（取本一則君） もうよそはスタートしとつとこあるよ。

○次長（小山 博君） 総会には推進委員さんも出席はしてもらおうと。はい、出席は、ただ、議決権は19名の農業委員さん。それなんです。だけんそこが、しかし、やっぱり現調ば定例で1日にしよるやっぱりそういうのを実際に来ていただくことになるけん。

○18番（取本一則君） その業務内容、推進委員さんはどがん仕事しなはらなんと。

○次長（小山 博君） 現地調査や農地パトロールであつたり。

○18番（取本一則君） 今、私たちがしよつとだろ。

○次長（小山 博君） 前、農業委員さんがしよんなること。

○18番（取本一則君） 転用の現地調査とか耕作放棄地とかいろいろしよつと、それば全部しなはるわけ。

○次長（小山 博君） 基本的には。

○18番（取本一則君） ということは、これは俺と1名の方が石貫と三ツ川ば全部しなはらなんたい。

○次長（小山 博君） ちょっとそこも農業委員さんも含めてになつとじゃなかつかなあと。

○18番（取本一則君） だけん言いよつとたい。ほるけん言いよつとたい。あとから、3月過ぎてからから、あたどませなんだったたいというこっじゃいかんけん、ほるけ言いよるわけたい。ほるけん今もよそはどがん形でしよつとかなて、例たいな、玉東はしよつでしよう。もうスタートしとつとじゃあつちこつちで、おれは聞きはしたわけたい。

○次長（小山 博君） 職名は分かりますけど、一緒に連携していかんとなかな。

○18番（取本 一則君） これは国のあれで決まっつとつとだろ。

- 次長（小山 博君） 推進員さんを設けることはもう決まっています。
- 18番（取本一則君） どがん仕事せなん、推進委員はどがん仕事せなん、農業委員はどがん仕事せなんていうて大体決まっとつとでしょうが。それは議会あたりで議員さんがそれば説明してくれて言うなら、農業委員会の事務局長が説明しよんなはると思うたいな。
- 次長（小山 博君） まだ今は本当、最後の検討中です。
- 18番（取本一則君） 3月ね、3月の議会で決定するけんね。
- 次長（小山 博君） だけん、それまでにこの数字だけ今日はどうしても話が主体になりましたけど、仕事内容ていうとがもう一回お知らせするように、1月の総会でもですね。
- 18番（取本一則君） こら推進委員さんはそーん大変ばいた。
- 次長（小山 博君） もう少し具体的に仕事は何と何がありますということで。
- 18番（取本一則君） 八嘉あたりは1名ばい。
- 次長（小山 博君） だけん、ちょっと1人というごつはできんけん、そこは農業委員と推進委員さんが連携していくものということはどうたわれていまして、そこを完全に分担してですね。
- 18番（取本一則君） 八嘉の農業委員も1名、これイコール1名だろたい、農業委員もな、合わせると19名になるけん。
- 次長（小山 博君） あのですね、農業委員さんは地域別の定数は定めておりません。
- 18番（取本一則君） 19名だけんね、農業委員も。
- 次長（小山 博君） はい、農業委員さんも19名。ただ偏りがないようにですね、推進員ばあげてもらいます。そこもお願いしておりますので、それから評価委員会を設けて偏りがないように、年齢もまんべんなくとかそういうことになりますので、極端にここに誰もいないということにはならないようにしていこうと。
- 次回、そこはもう一回地域のこととこれを提案しておりますので、もう一回このまま提案を考えとってもらって。役割内容を近々お示ししたいと。1月と2月で提案をしていくことになりますので。
- また推進委員さんの案件を次回の総会でまた協議させていただきたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。
- 議長（永田知博君） それでは事務局から連絡事項がありますので、ちょっと待ってください。
- 係長（西山美和君） 説明をします。
- 農業委員会活動記録簿、のうねん11月号、農業委員会手帳の2018年版をみなさんにお配りしております。

それから、お知らせが2点ほどあります。

平成30年の新年祝賀会の交歓会の開催について、平成30年1月4日木曜日、午前11時から玉名市民会館の第1会議室で行われます。

あと、玉名市農業委員会視察研修なんですけども、毎年行われていますけれども、平成30年2月15日と16日、1泊2日で行われます。場所は佐賀市農業委員会と伊万里市の株式会社百姓屋に視察研修に行きます。一応予定が2月15日と16日になっていますので、御参加よろしくお願いたします。

あと1件、農地の利用状況調査の本日が最終日になっていますので、本日持ってきてらっしゃる方は出口の箱に提出お願いします。提出して帰られてください。

あと、5時半から忘年会がホテル白鷺でありますので。

○議長（永田知博君） 以上です。

-----○-----

6. 閉 会

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

慎重なる御審議をいただきましてまことにありがとうございます。

それでは、これもちまして第12回の農業委員会総会を閉会したいと思います。
お疲れさまでした。

-----○-----

閉 会 午後4時00分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

平成29年12月5日

玉名市農業委員会会長 永田 知博

農 業 委 員 田上 敏正

農 業 委 員 高田 優子